

「肥料価格高騰対策事業」福島県 Q & A

資料 5

令和4年10月18日

内容（質問・意見・相談）	回答
【取組実施者】	
1 対象となる取組実施者に、弊社と取引のある個人の農家を含むことはできないのでしょうか。個人の農家を対象とする場合、何か方法がありますでしょうか。現時点ではこの事業について、個人の農家が参加できるのかわかりません。	農協や肥料販売店などが取組実施者となって申請しますが、その際、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者5戸以上でグループを組織することが要件となります。 なお、農業法人は、農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で取組実施者となり申請することも可能です（農林水産省Q & A問3—5）。
2 販売農家への補助とあるが、販売農家かどうかの確認は伝票等での確認でよろしいか。それとも農林業センサスの指標である30a以上所有する農家とするのか。	肥料費の支援を通じて農業経営への影響を緩和することが本事業の目的のため、参加農業者は、農業経営を行う者である必要があります。このため、原則として農産物の販売実績（自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績）があることが前提となりますので、取組実施者において参加農業者の販売伝票などを確認してください。（農林水産省Q & A問3—2）
3 肥料コスト低減体系緊急転換事業を活用した土壌診断を考えているが、令和5年度に要望し、令和5年度中(R6.3まで)に取り組んだ場合でも対象となるか。	肥料コスト低減体系緊急転換事業は、令和4年度限りの事業のため、令和5年度に事業を実施することはできません。
4 農協、肥料販売店が申請の取りまとめを行う予定であるが、県内すべての肥料販売店が対応することになるのかご教示いただきたい(ホームセンター等も対象か)。	肥料販売の届出をした県内全ての肥料販売店が取組実施者となることができます。
【化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組】	
5 汚泥残渣から生成された肥料や鶏糞などを使用することを選択した場合、圃場に対する散布量などの規定はありますか？どの程度使用していなければ対象と認めない等。	化学肥料の使用量の2割低減に向けた施肥量であれば、散布量の規定はありません。
6 有機成分5割以上の有機化成は質問取組メニュー「キ」に該当しますか。	・該当します。「キ」有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用に該当する肥料は、含量は問わず、保証成分票等で有機質が配合されていることを確認出来れば良いとします。 なお、肥料法における肥料に該当するものについては、支援金の算定に用いる肥料費に算入することができます。（農林水産省Q & A問4—11）
7 ○稲わら等（もみ殻）のすき込み 取組メニューのどれに該当するのか。地域特認技術として取り扱うのか。	・「ウ）低投入型の施肥設計の導入」に該当すると判断し、福島県では地域特認技術として申請しない予定です。 稲わらの施用量は、福島県施肥基準（平成31年3月改訂）p46を参考にしてください。 (http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/319441.pdf)
8 ○もみ殻くん炭等バイオ炭の取組 もみ殻くん炭等のバイオ炭を購入または自家処理したものを投入する取組は、取組メニューに該当するのか。 ・バイオ炭には加里等の成分が含まれており、投入により化学肥料を低減することは可能であり、CEC等の改善効果もあることから、化学肥料の低減を目的に炭を投入する事は低減取組として該当すると考えます。 ・特に、福島県は、放射性セシウムの吸収抑制対策として塩化加里等の施用を指導していることから、加里の施用量を一律2割削減することは難しい状況にあります。このため、吸収抑制対策に必要な加里量の一部をもみ殻くん炭等に代替する取組は、必要な取組と考えます。	・「炭の投入」の取組は、特殊肥料の届出がされているくん炭肥料を購入し、農地に投入する場合は、「キ）有機質肥料」に該当するので、地域特認として申請しません。 化学肥料の削減を目的に「炭の投入」を選択する場合に限りです。 （減肥せずに、土壌改良を目的に炭を施用する取組は、対象外）
9 ○硫黄被覆肥料による施肥量低減 そさい用化成肥料を使用し、追肥を複数回行いながら収穫となる。硫黄被覆肥料（一発肥料）を使用することで追肥回数を減らし、施肥量軽減につながるようになるので、地域特認技術にならないでしょうか。	・被覆肥料を使用することで化学肥料の施用量が低減できるのであれば、取組として認めることは可能です。 例えば、「シ）局所施肥（側条施肥等）」利用に被覆肥料を使用するなど。被覆肥料を使用しても窒素、リン酸、加里の施用量が低減されない取組は対象外です。 このため、被覆肥料を使用するだけでは、地域特認技術に該当しないと考えます。

10	○コーティング肥料の使用 コーティング肥料により施肥量を低減する場合は、該当する取組メニューはどれになるのか。	・「シ」局所施肥（側条施肥等）」利用」のためにプラスチック被覆肥料を使用することは可能です。（シ）以外の取組（例：ス）育苗箱施肥の利用）にもプラスチック被覆肥料を使用することも可能です。）このため、改めて、プラスチック被覆肥料の使用を地域特認技術とする必要はないと考えます。
11	9月6日説明会の質疑応答の中で、マイクロプラスチック問題に関連し、プラスチック被覆肥料は流失対策とセットで特認技術とする案が示されましたが、取組メニュー「シの局所施肥（側条施肥、…）」に単純に該当すると考える農家が多いと思いますが、その理解度は周知状況に相当左右されるかと思えます。このことから、 ①取組該当の是非について混乱を招かない運用をお願いしたい。 ②特認技術を含め農家への周知の方法についてどうされるか教えてください。	なお、プラスチック被覆肥料の流出防止対策等は、本事業の申請に限らず周知徹底等図る必要があります。
12	○養液栽培における排液の再利用による低減の取組 養液栽培において排液をUV殺菌装置等を活用し、循環利用することで、化学肥料を低減する場合は、地域特認技術として申請が必要になるのか。	・国QA(問4-4)から「セ）施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当すると考えますので、改めて地域特認技術とする必要はないと考えます。
13	○化学肥料低減の取組対象作物について 化学肥料低減計画書における作付概要について、作物名「たばこ」・作付面積はJTとの「契約面積」を記入し提出を予定している。1農家が「たばこ」以外に「水稻」も申請したい場合、その計画書はJAが作成し別の計画書を提出することとなるのか。	・重複申請防止のため、出来るだけ全ての作物をまとめて1つの計画として作成し、申請するようお願いします。 ・ただし、やむ得ない場合は、たばこ組合で「たばこ」の肥料、JAで「水稻」の肥料の申請を行う事は可能です。この場合は、それぞれの作物ごとに計画書を作成し、それぞれごとに提出してください。
14	○土壌診断の取組の密度について 国QA(問4-8)に密度は、必要な密度を確保することになっているが、必要な密度とは。必要な密度と判断できれば、ア)の取組に○をつけた農業者のうち、土壌診断をしない農業者がいても良いのか。	・参加農業者のうち、農地の状況や土壌のタイプがほぼ同じとみなし、代表的な農地だけを土壌診断することは可能であり、これにより、土壌診断しない参加農業者がいても問題はありません。 ただし、代表地点の土壌診断結果による施肥設計をもとにした化学肥料低減の取組は全農家を取り組む必要があります。 ・福島県では、デジタル土壌図等により、土壌タイプごとに代表地点を選定し、土壌診断することを推奨します。
15	○土壌診断の分析項目について 既に土壌診断を実施しており、これまでCEC、塩基飽和度などの複数項目の分析を実施していたが、今回、リン酸、加里の低減に取り組むことを目標に、可給態リン酸、加里に絞り（特化した）分析を実施したい。この場合、取組を強化したとみなし、計画書のア)の欄に「◎」として良いか。	・化学肥料低減の取組の強化として、リン酸、加里に特化した対策を実施するために、必要な分析項目に絞って土壌診断を行うことは取組の強化に該当すると考えます。計画書の欄に「◎」として記入することは可能です。
【支援金の算定】		
16	令和4年春に秋肥分として一括購入した物（水稻の追肥、蔬菜の追肥等々）は、対象になりますか。また、春に注文6ヵ月以降に納品したものはどうなりますか。いずれも請求書領収書の発行はせず納品書だけです。 本事業の申請には注文書の提出が必要とのことですが、量販店（ホームセンターなど）で購入した場合、その場で買うため注文書の発行がありません。こうした場合の取り扱いについてご教示ください。	秋肥は令和4年6月～10月に注文したものが対象です。 また、予約せずに肥料を購入した場合は、令和4年6月から令和5年5月までの間（以下「対象期間」といいます。）に購入したものが対象となりますので購入時期がわかる請求書又は領収書などを提出してください。なお、対象期間内に予約注文しても次年度の同期に使用する肥料代金は支援金の対象にならないので、御注意ください。（農林水産省Q&A問5-5（2））
17	今回の対象となる肥料の種類は、土壌改良資材や石灰、ようりんなども対象としてよいのですか。	対象となる肥料は、肥料法における肥料に該当するものです。 肥料登録銘柄検索システム(独立行政法人農林水産消費安全技術センター、 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub4.html)で検索などして確認してください。
18	肥料法に該当する肥料の確認について ・取組実施主体は、申請する肥料が肥料法に該当する肥料である事の確認と根拠資料を保存する必要はないのか。 ・根拠資料が必要な場合、どのようなものか、国で統一してほしい。	・取組実施主体は、肥料法の確認は必須です。根拠資料は、保証票、写真、登録(届出)番号などで確認してください。事業実施主体への根拠資料の提出は必要ありませんが、取組実施主体は、確認票（申請内容に虚偽がないことの確認欄にチェック）を申請時に合わせて提出してください。

19	申請にあたって事務経費は出るのでしょうか？膨大な事務処理が予想されます。 もちろんそのことは想定されていると思いますので、1件当たりの振込手数料も含め どのぐらいの事務経費を考えてるのか教えてください。	取組実施者への支援は、肥料費の上昇に伴う支援金のみです。取組実施者の事務に要する経費負担については、取組実施者内で御検討ください（農林水産省Q & A問5—13）。
20	請求書は肥料、農薬、紙袋、資材、種もみなど、農業資材のものはすべてを請求していますので、その請求書で構わないですか？仕分けは国の方でやると考えていいのでしょうか？ 領収書も請求書同様に、肥料、農薬などすべてのものを含んだ金額で出すのが一般的だと考えます。その際は、但し書きの所に肥料代が〇〇〇円と表記することで、領収書として問題ないと考えていいですか？	請求書等は、肥料及びその他農業資材等が混在しているものでもかまいませんが、「肥料名称」及び「肥料購入に係る請求額の内訳」が明記されたものとしてください。
21	ケイフンなども肥料になります。こちらも対象になると考えていいのでしょうか？	特殊肥料の生産に関する届出がなされているものであれば、対象となります。
22	本年の秋肥用の対象期間は本年6月から10月に注文となっているが、そもそも秋肥を本年5月以前に注文・購入した場合は対象外でしょうか。（春以前に注文するケースが意外と多いと思われまます）	今回の対策では、令和4年6月から令和5年5月までの間（以下「対象期間」といいます。）に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。このため、対象期間より前に請求書や領収書を受領した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。また、対象期間に請求書や領収書を受領した肥料代金であっても、対象期間より前に予約注文したものや納入・使用した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。（農林水産省Q & A問5—15）

【提出書類関係】

23	○注文票の確認についてQA(問5—5(2)) 注文票が無くても請求書、領収書で確認するのであれば、はじめから注文票の提出を省略しても良いではないか。	・注文票が無い場合でも請求書又は領収書のいずれかで、購入日と金額が確認出来れば、対象にすることは出来ますが、注文販売の場合、注文票は、対象期間に注文したことを確認するために必要な書類のため、提出してください。
24	○レシートについてQA(問5—5(2)) ホームセンター等で購入した肥料がレシートの場合、領収書とみなしてよいのか。この場合、購入した肥料が肥料法に基づく肥料の確認を何で行うのか。	・レシートでも領収書として扱うことは可能です。しかし、対象となる肥料を購入したことが確認できない場合は、申請の対象にすることは出来ません。購入したものが肥料であることを確認出来る書類等を添付してください。
25	○注文票・請求書等の様式についてQA(問5—5(3)) 注文票等の様式及び記載事項に要件等はあるのか。別紙の注文明細等(添付ファイル)の内容でも良いのか。)	・注文票の様式、記載事項の要件はありません。注文時期の確認が出来れば良いです。（別紙の注文明細等で問題ありません。）
26	○当用買いの請求書・領収書についてQA(問5—5) 請求書、領収書はどちらかでよいのか、注文日の確認及び販売価格が対象時期(R4年6月～R5年5月)であることをどうやって確認するのか。（店頭購入した場合など）	・当用買いの場合は、請求書又は領収書のいずれかで、購入日と金額が確認出来れば、対象にすることは出来ます。（注文販売の場合は、注文書の提出が必要となります。）

【申請・支払関係】

27	7日の説明会の中で、春肥については現時点で2月までの申請が必要とのことでした。来年度までこの予算が延長されることになる場合、いつ頃見通しがつく見込みかわかりますでしょうか。2月だと例年では予約の連絡が十分に集まらないため。	・現時点では、年度末の事業完了（支払の完了）が必要になるため、春肥の申請時点で金額が確定した肥料分のみを申請してください。 ・2月以降の注文や額が確定する肥料の取り扱いについては、今後、国から情報提供がありましたら、その都度情報提供します。
28	○予約注文時の価格と支払時の価格についてQA(問5—5(2)) 例年、春肥の予約注文は前年の価格で行っており、5月以降に価格を確定し、請求書を発行している。この場合、2月時点で注文書と請求書を提出し、後日、追加発行した請求書の差額分も事業対象として交付金を追加請求できるのか。	
29	令和5年度の春肥分についてのスケジュールが全く理解できません。配達などは雪が解けてからになることが一般的である地域において、2月までに商品も届けないで請求書を出すことは考えられません。どのように考えてますか？また肥料の入荷についても3月になって入荷するものが多くなる現状で価格もみえません。どうお考えですか？	

<p>○予約注文時の価格と支払時の価格についてQA(問5-5(2)) 例年、春肥の予約注文は2月までに取りまとめているが、支払い請求は、6月以降であるが、この場合、2月時点で注文書だけで申請できるのか。 30 もしくは、仮請求書を提出し、後日、次年度に差額分を変更手続きすればいいのか。(例年、4月以降に返品や追加注文があり、2月の予約注文時点から実際の納品はかなり変動している。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・注文書だけの申請はできません。 年度末の事業完了(支払の完了)が必要になるため、春肥の申請も「注文票+請求書」又は「注文票+領収書」の提出が必要であるため、金額が確定した肥料分のみを申請してください。 ・2月以降の注文や額が確定する肥料の取り扱いについては、今後、国から情報提供がありましたら、その都度情報提供します。 ・国QA(問6-8)に実績額を超えた場合は、変更申請により支払い可能とありますが、現時点ではR5年度に変更申請することはできません。
<p>○重複申請防止の対応策について 複数の肥料販売店から購入している場合の重複申請を防止するための対応策について御教示いただきたい。また、仮に主に取引のある販売店において申請書類を取りまとめる考えであれば、取組実施者に対し、事前に理解を求める考えはあるのかご教示いただきたい。 31</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの取組実施主体において、複数の販売店から購入した肥料をまとめて、申請することは可能です。この場合、取組実施主体は、参加農業者から重複申請がないこと(提出した書類は、他の取組実施主体にも提出していないこと)の確認をしてください。 ・取組実施主体が県協議会に提出する書類には、申請内容に虚偽(重複を含む)がないことの確認欄にチェックのうえ、申請することとします。→県協議会は、確認欄の☑をもとに交付決定を行います。もし、虚偽が発覚した場合は、取組実施主体の責任として、返還を求めることになります。 <p>※今後、国から別途定めるとのことです。</p>
<p>生産者の多くは、数か所から肥料を購入していると思います。弊社から購入した分の肥料のみを申請するのでしょうか。チェックリストも一人の申請者が複数の販売店や農協に対しチェックリストを提出することになるのでしょうか。 32 申請希望の農業者がJAと民間業者の2つに登録してそれぞれ申請することは可能でしょうか。(重複計上はしない)</p>	<p>1戸の農業者が複数の取組実施者(農業者グループ)に所属して、別々に申請することも可能ですが、重複申請のリスクが高まることから、できるだけ避けてください。やむを得ず複数の取組実施者に所属する場合は、双方の取組実施者にその旨をお伝え下さい。</p> <p>また、同一作物で複数の取組実施者に所属する場合、化学肥料低減計画書(チェックリスト)は1枚作成し、それぞれの取組実施者に提出してください。複数の取組実施者に所属するが、それぞれの申請作物が異なる場合は、申請作物ごとに化学肥料低減計画書を作成してください。</p>
<p>(再掲) 化学肥料低減計画書における作付概要について、作物名「たばこ」・作付面積はJTとの「契約面積」を記入し提出を予定している。1農家が「たばこ」以外に「水稻」も申請したい場合、その計画書はJAが作成し別の計画書を提出することとなるのか。 33</p>	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重複申請防止のため、出来るだけ全ての作物をまとめて1つの計画として作成し、申請するようお願いします。 ・ただし、やむを得ない場合は、たばこ組合で「たばこ」の肥料、JAで「水稻」の肥料の申請を行う事は可能です。この場合は、それぞれの作物ごとに計画書を作成し、それぞれごとに提出してください。
<p>○県協議会は2回の申請を予定しているが、取組者の申請は1回で行いたい。 34 当組合は秋肥と春肥の2回に分けて注文を取っているが、購入金額の95%は春肥である。また、たばこは春から植え付けての1作であるため、春の申請にまとめて行うこととしたいがいかがか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県協議会では、秋肥分の支払いを年度末までと考えているので、春肥とまとめて行っても構いません。ただし、秋肥と春肥の上昇率が違うと対象金額も変わるため、秋肥分と春肥分を区分けした書類提出をお願いします。 ・なお、春肥分は、請求書等で金額が確定した肥料分のみで申請をお願いします。
<p>35 当組合は秋肥と春肥の2回に分けて注文を取っているが、購入金額の95%は春肥である。また、たばこは春から植え付けての1作であるため、春の申請にまとめて行うこととしたいがいかがか。</p>	<p>秋肥と春肥は申請時期が異なりますので、分けて申請してください。</p>
<p>36 購入価格がわかる書類とあるが、例えば肥料店からの販売証明書(必要事項がわかるデータ)という形でよろしいか。(伝票は根拠資料として集める必要があるか。) 事業主体がJAの部会の場合、農協のシステムで打ち出した一括の注文票とりまとめでOKか。</p>	<p>支援金の対象となる肥料代金については、参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要となります。このため、領収書又は請求書を典型的な書類等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。なお、例えば請求書であれば、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が記載されているものが一般的であり、「支払義務が発生している」と判断しうると考えています。(農林水産省Q&A問5-5(3))</p>

37	複数の肥料販売店から購入している場合の重複申請を防止するための対応策について御教示いただきたい。また、仮に主に取引のある販売店において申請書類を取りまとめる考えであれば、取組実施者に対し、事前に理解を求める考えはあるのかご教示いただきたい。	1戸の農業者が複数の取組実施者（農業者グループ）に所属して、別々に申請することも可能ですが、重複申請のリスクが高まることから、できるだけ避けるとともに、やむを得ず複数の取組実施者に所属する場合は、双方の取組実施者にその旨をお伝えいただく旨、パンフレットに記載します。
38	任意組織の場合、規約の中に経理規定を盛り込んでも良いのか。別に経理規定を設けなければいけないのか。ひな形を示すとの話であったが、ひな形は規約とは別のひな形なのか、規約の中に組み入れたひな形なのか。	規約の中に経理規定を盛り込んでかまいません。 ひな形は肥料価格高騰対策事業「農業者の組織する団体等の規約（例）」（農林水産省、 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html ）を参照ください。
39	化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組について、未実施だった場合は返還となるのか。組合で実施しており一人でも未実施だった場合、全員返還なのか。	申請した低減の取組を実施しなかった農業者に支援金は交付できませんが、その他の農業者については交付対象となります。（農林水産省Q&A問3—7）
40	化学肥料の使用量2割低減に責任を持つことができるとは、何で確認するのか。説明し、口約束だけでOKとするのか。農林の職員が補助金の請求書と同様に指名と押印させるのか。申請時に確約書を提出させるのか。 申請書はもとより、注文票、見積、納品、請求等、関係書類に押印は必要なのか。	押印は不要です。 申請内容に虚偽がない旨、確約書を添付していただきます。
41	農家パンフには、参加農家が支払ったことを証明する書類とあるが、事業実施主体は団体であり、全ての書類の宛名は団体でいいのですね。農家が支払ったかどうかは、規約か管理規定で定められた方法でしか確認できない。	農業者宛ての請求書等を取組実施主体がとりまとめ、取組実施主体として申請します。当該農業者が肥料代金を支払ったか、支払い義務が発生している事実を請求書等で確認します。
42	チェック票は、申請時には注文票の添付はできるが、支払った証明は添付できないので、注意書きどおりにはならないがいいのですね。	化学肥料低減計画書（チェック票）に注文書及び請求書等を添付します。
43	【取組の確認】	
44	取組メニューの実績確認の方法ですが、緑肥や堆肥活用をした場合、領収書等の根拠書類がない場合が想定されますが、その場合は取り組んでいる写真等でも良いのか。	・国は取組の実績の証拠書類を明確に示していません。このため、緑肥等の購入伝票、土壌診断の結果票、堆肥散布の作業写真等何らかの書類で確認出来れば良いこととします。
45	○取組実績の確認方法 取組メニューの実績の確認方法は、取組ごとに決まりがあるのか。	・県では、農業者に生産履歴の記帳と保管を指導しており、生産履歴の中で取組メニューに該当する作業内容や施肥履歴等を記録しておけば、生産履歴を実績の確認書類とします。